

第 2 6 号 議 案

足立区細街路整備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 5 年 2 月 2 5 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区細街路整備助成条例の一部を改正する条例

足立区細街路整備助成条例(昭和 6 0 年足立区条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「前 4 項」を「前 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 区長は、前条第 1 項の規定により助成の対象とされた路線のうち都市計画法第 1 2 条の 4 第 1 項に定める地区計画等により幅員 4 メートル

以上に拡幅又は築造を必要とする路線に第 1 項の整備を行つた者に

対して奨励金を交付することができる。

第 6 条第 2 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提 案 理 由)

奨励金の交付対象を拡大し、細街路整備を促進する必要があるので、この条例案を提出いたします。